

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
京浜港施工状況確認等補助業務 川崎港の対象工事現場(調査現場を含む) R3.4.1～R4.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	485,511,341	461,120,000	95.0%	
京浜港発注補助業務 川崎港の対象工事現場 R3.4.1～R5.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	44,425,847	41,690,000	93.8%	
京浜港監督補助業務 川崎港の対象工事現場(調査現場を含む) R3.4.1～R5.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.4.1	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	143,238,244	136,070,000	95.0%	
京浜港監督補助業務(その2) 横浜港の対象工事現場(調査現場を含む) R3.4.1～R5.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.4.1	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	208,747,822	198,000,000	94.9%	
京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R3.4.1～R4.3.31 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.4.1	信幸建設(株) 東京都千代田区神田司町2-2-7	1010001018642	一般競争入札 (総合評価)	252,944,778	228,800,000	90.5%	
川崎港設計・調査資料作成業務 横浜市西区みなとみらい16-3-7 京浜港湾事務所 R3.4.1～R4.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	124,472,268	118,239,000	95.0%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全管理業務 川崎市川崎区東扇島 航行安全情報管理室 R3.4.1～R4.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.4.1	(公社)東京湾海難防止協会 横浜市中区住吉町4-45-11	1020005009686	一般競争入札 (総合評価)	54,648,000	54,560,000	99.8%	
横浜港大黒地区岸壁(-12m)土質調査 神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭地先 R3.4.21～R4.2.28 測量・調査	分任支出負担行為担当官代理 京浜港湾事務所副所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.4.21	(株)東京ソイルリサーチ横浜支店 横浜市中区相生町1-3 モアグラ ランド関内ビル	3013201006646	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	28,094,000	23,705,000	84.4%	
川崎港臨港道路建設資材価格等調査 京浜港湾事務所 R3.4.15～R4.3.18 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官代理 京浜港湾事務所副所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.4.15	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	10,142,000	9,680,000	95.4%	
令和3年5月分該当なし									
川崎港臨港道路東扇島水江町線水江町アプローチ部土質調査 川崎市川崎区水江町 R3.6.2～R3.9.30 測量・調査	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.6.2	興亜開発(株)関東支店 東京都江東区新大橋1-8-2	9010601010479	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	6,347,000	5,280,000	83.2%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部昇降施設修正設計 京浜港湾事務所 R3.6.8～R4.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい16-3-7	R3.6.8	パシフィックコンサルタンツ(株)首都圏本社 東京都千代田区神田錦町3-22	8013401001509	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	14,674,000	13,200,000	90.0%	

令和3年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 川崎港臨港道路東扇島水江町線整備効果検討業務

本件は、下記の理由により、八千代エンジニアリング株式会社横浜センターと随意契約致したい。

記

本業務は、国土交通省の定める事業評価の手法に基づき、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業における整備効果について、検討を行うものである。

臨港道路の整備効果の検討にあたっては、交通量推計及び整備効果評価に精通していることが必要となり、専門的な技術が必要である。また、当事業箇所周辺の開発計画の動向、現況の交通状況や道路利用状況の変化等の多岐にわたる知識も必要となる。

よって、「当該事業箇所における臨海部の混雑状況を適切に評価し、現況再現性の高い交通量推計を行うため、推計モデルを設定する上での着目点」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

八千代エンジニアリング株式会社は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、八千代エンジニアリング株式会社横浜センターと随意契約致したい。

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務

本件は、下記の理由により、川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線事業における橋梁構造における技術的な検討を行うとともに、橋梁技術・施工検討会の運営を行うものである。

主橋梁部は大型船舶が航行する京浜運河を渡河するため、大きな桁下空間を確保する必要がある一方、東京国際空港(羽田空港)の航空制限(制限表面)により低主塔かつ径間長が国内最大クラスの斜張橋である。本橋のこのような地理的要因、構造上の特徴を踏まえ、設計上の要求性能を満たすことが重要である。

以上から、課題を適切に把握し合理的に解決する専門的な技術が必要であり、同様な事業の建設事例等を踏まえたうえで、多岐にわたる技術的知見も必要となる。

よって、本業務は、技術提案を求め、特記仕様書に提案を反映し本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同体は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においても最も優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

令和3年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 横浜港新本牧地区動態観測及び管理手法等検討業務

本件は、下記の理由により、復建調査設計株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧地区において、護岸、中仕切堤及び埋立の進捗に伴い発生する地盤の圧密沈下や構造物の変位、鋼構造物の腐食について、予測計算及び動態観測手法について検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、新本牧地区における地盤の特徴、埋立地の造成（地盤改良、埋立）、コンテナターミナルの施設配置や運用、圧密沈下や地盤変形に対する解析といった、多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、高度な知識と豊かな経験有する者から、「予測計算及び動態観測の検討における着眼点」の技術提案を募り、優れた提案を仕様へ反映することによりもっとも優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

復建調査設計株式会社は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、復建調査設計株式会社と随意契約致したい。

令和3年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 横浜港新本牧地区護岸構造検討業務

本件は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧地区護岸において、圧密沈下を考慮した施工断面の検討、沈下に対応したスリット構造の検討、サンドコンパクション盛上土の活用検討や、基礎及び裏込石の代替材にかかる検討を行う業務である。

本業務の実施にあたっては、地盤特性、構造特性、材料特性を理解した上で、護岸構造の検討に必要な圧密沈下計算、構造計算、安定計算といった多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、高度な知識と豊かな経験を有する者から「護岸構造を検討する上での着目点」の技術提案を募り、優れた提案を仕様へ反映することによりもっとも優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

パシフィックコンサルタンツ株式会社は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約致したい。

令和3年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事に関し、近傍の運河を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保のために必要な具体的対策について検討するものである。

本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。

よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「既往航行安全対策の検証のための具体的な検討手法について」の技術提案を募り、もっとも優れた提案を仕様を反映することによりもっとも優れた成果を期待する事ができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

令和3年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 横浜港新本牧地区他施工計画検討業務

本件は、下記の理由により、一般財団法人港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧地区他において、岸壁、護岸及び荷捌地といった港湾土木施設の施工計画立案に関する検討を行うものである。

新本牧地区における港湾土木施設の整備は施工規模が大きく、大水深という施工条件下において、地盤改良や基礎捨石、ケーソン及び鋼板セルの設置、埋立といった多様な工種が輻輳し、大型且つ特殊な作業船や機材による施工が行われることから、これらの施工計画を立案するためには、港湾土木施設の構造的な特徴や港湾工事の特殊性を理解し、関連する施工が円滑に行われ合理的に構造物が構築されるといった視点が必要であり、港湾工事全般の多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、「港湾施設の整備に関する施工計画を立案する上での着眼点」について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、もっとも優れた成果が期待できる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

一般財団法人港湾空港総合技術センターは、本業務実施に係る技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてももっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

令和 3 年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由により東亜建設工業（株）横浜支店 と随意契約致したい。

記

新本牧ふ頭建設事業については、航行安全対策について学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」（以下検討会議という。）を 2018（平成 30）年 12 月に設置し、検討を行った。その中で、新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを海事関係者及び海上保安庁から強く要請された。

これに対して、共同事業者である国土交通省関東地方整備局と横浜市港湾局で、当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることを勘案し、事業者（発注者）と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することで 2019（令和元）年 5 月の検討会議で了承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年 12 月 19 日に横浜市と国土交通省関東地方整備局で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」（令和元年 12 月 19 日付け、港湾政第 931 号、横浜市回答）を取り交わし、その協定書に従って新本牧地区における建設工事の安全管理業務を令和 2 年度より実施しているところである。

本業務は、国及び横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保するため、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、横浜市との共同事業として安全管理業務を遂行することを目的とする。

東亜建設工業（株）横浜支店は、本件業務を当局と共同で実施する横浜市が既に契約を予定しているため、同社と契約することによって円滑な対応が図られる。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和 3 年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (東扇島)

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港東扇島水江町地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社の当該物件以外に適切な物件はなかったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。

令和3年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料(袖ヶ浦)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、横浜港新本牧地区護岸（防波）南側築造工事においてRCケーソンを製作するにあたり、そのヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

東京湾内における当該工事实施地区周辺において、RCケーソンの製作作業を行う場所として大型構造物の製作が可能であり、かつ、3,000t級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかったため、株式会社ダイトコーポレーションを特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。

令和3年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 京浜港湾事務所不動産鑑定評価業務

本件は、下記の理由により 片岡不動産鑑定士事務所 と随意契約したい。

記

本業務は、京浜港湾事務所が施行する事業のために必要となる土地の取得に要する鑑定評価及び鑑定評価書の作成、並びにこれに付随する諸業務を行うものである。

本業務の実施にあたっては、地域精通度の高い的確な不動産鑑定能力を要することから、鑑定評価の実績や業務実施方針について企画提案書の提出を求め審査を行い、評価の合計点上位2者を特定する企画競争により発注を行う事とした。

その結果、評価の合計点が第1位であった 片岡不動産鑑定士事務所 を特定したものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、片岡不動産鑑定士事務所 と随意契約することとする。

令和3年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 京浜港湾事務所不動産鑑定評価業務 (その2)

本件は、下記の理由により 株式会社みなと鑑定 と随意契約したい。

記

本業務は、京浜港湾事務所が施行する事業のために必要となる土地の取得に要する鑑定評価及び鑑定評価書の作成、並びにこれに付随する諸業務を行うものである。

本業務の実施にあたっては、地域精通度の高い的確な不動産鑑定能力を要することから、鑑定評価の実績や業務実施方針について企画提案書の提出を求め審査を行い、評価の合計点上位2者を特定する企画競争により発注を行う事とした。

審査の結果、評価の合計点が第2位であった 株式会社みなと鑑定 を特定したものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社みなと鑑定 と随意契約することとする。